

暮らしの*i*Information

情報の掲載を希望される場合はご相談ください
※掲載希望月の前月 10 日までに総合政策課広報広聴係へ要連絡

納税だより

町道民税・軽自動車税のこと 住民税係 ☎ 56－8003
税金の納付方法、納税相談のこと 納税係 ☎ 56－8002
宿泊税のこと 宿泊税係 ☎ 56－8002
固定資産税のこと 資産税係 ☎ 56－8004

【町道民税・国民健康保険税の納付書発行】

ー第 1 期の納期限は 6 月 30 日(水)ー
令和 3 年度の納付書は 6 月上旬に発送します。必ず納期限内にお支払いください。

■町税の納期限

	町道民税	固定資産税	軽自動車税 種別割	国民健康 保険税
第 1 期	6 月 30 日	5 月 31 日	5 月 31 日	6 月 30 日
第 2 期	8 月 31 日	8 月 2 日		8 月 31 日
第 3 期	11 月 1 日	9 月 30 日		11 月 1 日
第 4 期	12 月 27 日	11 月 30 日		12 月 27 日

※納期限を過ぎると延滞金が加算されますのでご注意ください。やむを得ない事情などにより納期ごとの納税が困難な方は、納期限までに税務課納税対策室納税係(☎ 56－8002)へご相談ください

【休日・夜間納税相談窓口の開設】 ～平日・日中に時間をとれない人～

次の日程で休日・夜間相談窓口を開設します。この機会をぜひご利用ください。電話でのご相談も承ります。
■休日相談窓口／6 月 20 日(日)9 時～17 時
■夜間相談窓口／6 月 21 日(月) ～20 時
■場所／税務課納税対策室納税係 (☎ 56－8002)

募 集

会計年度任用職員募集

児童支援員 若干名

■応募資格／児童福祉に関心のある方、保育士または教員免許有資格者・児童関連業務の従事経験者尚可

■任用期間／任用日～翌年 3 月 31 日
■業務内容／遊びを通じた生活指導
■勤務時間／平日は 10 時～18 時または 13 時～16 時、土曜・長期休暇期間は 8 時～18 時の間でシフト制
■勤務場所／放課後児童クラブおよび北児童館
■賃金・待遇／月額 11 万～15 万円程度、期末手当・社会保険・雇用保

険・通勤手当有

■申込方法／履歴書と免許証の写し、ハローワークの紹介状を提出
■子ども未来課ことも支援係
☎ 55－6116

児童支援員補助 若干名

■応募資格／児童福祉に関心のある方、子育て経験または児童関連業務の従事経験者尚可
■任用期間／任用日～翌年 3 月 31 日
■業務内容／児童支援員の補助業務
■勤務時間／平日は 14 時～18 時、長期休暇期間は 8 時～14 時または 14 時～18 時、小学校の授業時間により変更有。週 20 時間未満
■勤務場所／放課後児童クラブか北児童館または南児童館
■賃金／時給 897～1019 円

税務職員募集

■申込方法／履歴書とハローワークの紹介状を提出
※空いた時間や長期休暇期間だけ仕事を希望する方は事前に要相談
■子ども未来課ことも支援係
☎ 55－6116

■受験資格／高卒見込みの者および高卒後 3 年を経過していない者
■申込受付／インターネット(申込専用アドレス ☎ <http://www.jinji-shken.go.jp/juken.htm>) ㉮ 6 月 21 日(月)～6 月 30 日(水)の間に申込。それ以外は人事院北海道事務局 ☎ 011-241-1248 に問い合わせ
■試験日／第 1 次試験(基礎能力・

適正・作文)は 9 月 5 日(日)。第 2 次試験(人物試験・身体検査)は 10 月 13 日(水)～22 日(金)のうち指定する日

■合格者発表日／第 1 次試験は 10 月 7 日(木)。最終合格者発表は 11 月 16 日(火)
■札幌国税局人事第 2 課採用担当 ☎ 011-231-5011 (内線 2315)

町営住宅入居者募集

一般世帯向け(家族向け)
■ノースパークタウン(北 7 西 1)
3DK 1 戸(秋棟 3 階)
3LDK 1 戸(冬棟 4 階)
■望羊団地(北 4 東 4)
2LDK 1 戸(3 号棟 3 階)

周 知

児童手当の現況届は 6 月末まで

児童手当の現況届は、引き続き手当を受けられるかどうかを決める大切な届出ですので、必ず期限内に手続きを済ませてください。

なお、現況届出用紙は 6 月上旬に封書で本人に直接郵送しますので、必要事項を記入し、関係書類を添付の上、提出してください。

- 提出するもの／
 - ①現況届
 - ②受給者の健康保険証の写し
 - ③印鑑
- ※その他必要に応じて提出書類有
- 提出期限／6 月 30 日(水)
- 提出先・問合せ先／
子ども未来課子ども支援係
☎ 55－6116

特定計量器定期検査

今年度は、計量法第 19 条の規定に基づく特定計量器定期検査の実施年です。
はかりや分銅を、取引や証明に使用する場合は、2 年に 1 回行事が行う検査を受けることが義務付けられています。

6 月 1 日は人権擁護委員の日

6 月 1 日は、人権擁護委員法が施行された日です。
私たちの街の相談パートナーである人権擁護委員は、人権を侵害された被害者の救済や人権相談活動の他、人権尊重思想の普及・高揚を図るための啓発活動に取り組んでいます。

いじめ、虐待、プライバシーの侵害、新型コロナウイルス感染症に関連した差別など、人権問題でお困りの方は相談ください。
※相談無料、秘密は固く守られます。インターネットでも相談可

みんなの人権 110 番

☎ 0570-003-110

子どもの人権 110 番(通話料無料)

☎ 0120-007-110

女性の人権ホットライン

☎ 0570-070-810

インターネット人権相談受付窓口

☎ パソコン・スマホ・携帯電話共通

☎ インターネット人権相談 ☎ SOS-e メール ☎ QRコード

<https://www.jinken.go.jp/>

令和 3 年度教科書展示会

来年度から使用する中学校用教科書の見本および現在小・中学校で使われている教科書の展示会を開催します。
■開催期間／6 月 11 日(金)～25 日(金)(土日は休館)
■開催時間／9 時～17 時
■展示会場／後志教育研修センター

(文化福祉センター 3 階)

放送大学第 2 学期入学生募集

放送大学はテレビ・ラジオ・インターネットを使って自宅で学べる正規の大学です。15 歳以上の方なら学力審査なし、書類選考のみで入学できます。
■出願期間／
第 1 回 6 月 10 日(木)～8 月 31 日(火)
第 2 回 9 月 1 日(水)～9 月 14 日(火)
■放送大学北海道学習センター ☎ 011-736-6318

くっちゃん子ども子育て 応援し隊 ポッケラボ

赤ちゃんから大人になるまで、垣根なく地域で子育てを見守れる、より良い環境づくりを目指し活動しています。子育てサロンで遊びの紹介や情報交換、勉強会も開催しています。

「学校行きたくない!にどうする?行き渋りの原因と対応を考えよう」

■日時／7 月 19 日(月)10 時 30 分～12 時
■場所／絵本館 2 階
■内容／夏休み明けが一番不登校が多くなると言われており、発達凸凹三兄弟の不登校を経験したひかりママと、行き渋りに関する情報交換をしていきましょう
■くっちゃん子ども子育て応援し隊 ポッケラボ(松井)
☎ 090-4625-5753

令和3年経済センサス活動調査

令和3年6月1日を期日として、全国すべての事業所・企業を対象とした「経済センサス―活動調査」を実施します。

日本の全産業分野における事業所・企業の経済活動の状態を明らかにするために、全国的に実施しているものです。

企業・事業所の皆さまのご協力をお願いします。

総務省政策課総合政策係

☎ 56―8001

6月1日は電波の日

総務省では6月1日を「電波の日」と定め、6月10日までの「電波利用環境保護周知啓発強化期間」に電波利用に関するルールの周知・啓発活動を行います。

不法無線局から暮らしを守ろう！

不法電波は、携帯電話やテレビ・ラジオに障害を与えるなど、日常生活に悪影響を及ぼすだけでなく、警察、消防、救急、防災、交通など、人命に関わる重要な無線通信を妨害して、私たちの生活を脅かします。

総務省北海道総合通信局では、電波の使われ方を監視し、適正な電波環境の維持に努めています。

電波に関する相談は、お問い合わせください。

総務省北海道総合通信局

☎ 011―737―0099

※受付時間8時30分～12時、13時～17時（土日祝を除く）

消防署からのお知らせ

住宅用火災警報器は10年で交換を

住宅用火災警報器は、経年変化による電子部品の劣化や電池切れが原因で、熱や煙を感じしなくなることがありますので、定期的に点検を行ってください。

住宅用火災警報器の交換目安は、設置してから10年です。住宅用火災警報器を設置した際、本体に記入した「設置年月」、または本体に記載されている「製造年」を確認してください。

まだ、住宅用火災警報器を設置されていない方は自分や家族の命を守るためにも早急に設置をお願いします。

4月末までの災害出動状況		
	令和3年	令和2年
火災	1件	3件
救急	251件	334件
救助	24件	16件
その他	44件	29件

北海道新幹線並行在来線（長万部・小樽間）について

4月21日(木)、町内で「北海道新幹線並行在来線対策協議会第8回後志ブロック会議」が開催されました。

ブロック会議では、事務局である北海道から、昨年度に協議会で実施した函館線（函館・小樽間）の旅客流動調査、将来需要予測、収支予測調査の結果についての報告がありました。

その中では、次の3つのパターンについて、初期投資や開業後30年間の収支などの推計結果が示されました。

- ①長万部・小樽間を第三セクター鉄道が引き継ぐ
- ②長万部・小樽間をバス転換
- ③利用者の多い余市・小樽間を第三セクター鉄道とし、長万部・余市間をバス転換

会議資料と開催状況は町HPに掲載していますのでご覧ください。

町まちづくり新幹線課新幹線係

☎ 56―8012

苦情審査委員制度

この制度は、道の業務や制度の内容を審査するもので、それらが自身の利害に関わるものであれば「苦情審査委員」に申し立てることができます。

「苦情審査委員」は申し立てにより、公正で中立な立場から、道の関係機関に対し、必要な調査などを行い、審査の結果、道の業務に不備な

まちの事件簿―地域安全ニュース

4月の主な事件

▽盗難事件の発生
町内の商業施設で、食料品が万引きされる事件がありました。

4月の主な交通事故

▽8日、道道において、車両同士の追突事故が発生しました。
▽13日、町道において、車両同士の衝突事故が発生しました。

4月末までの町内交通事故発生状況		
	令和3年	令和2年
人身	11件	10件
物損	213件	252件
死者	1名	0名

消費者コーナー
倶知安消費者協会

令和4年4月から成年年齢が18歳に

現在20歳となっている成年年齢が18歳に引き下げられ、親権者の同意なく携帯電話やクレジットカードなどの契約を結べるようになります。一方で「未成年者取消権」が使えなくなります。諸権利は増えますが、飲酒や喫煙、国民年金加入義務は20歳からのままです。

最近、若者の消費生活相談件数が全国的に増えており、若者への消費者教育が不可欠です。この4月から高校の「公民科」で学べるようになりますが、改めて各家庭でも考えてみていただきたいと思います。

消費者庁では特設ページ「18歳から大人」を開設しています。

- 消費生活相談室（公民館1階団体室）
- 月・水・金曜日10時～15時 ☎ 23-1522

夜のお店応援プレミアム商品券
利用期間について

夜のお店応援プレミアム商品券の利用期限が、令和3年8月31日(火)まで延長になりました。

期間内にどうぞご利用ください。

町観光商工課商工労働・企業誘致係

☎ 56―8012



※夜のお店応援プレミアム商品券は、令和3年8月31日(火)まで有効です。

※令和3年8月31日(火)以降は、令和4年1月31日(火)まで有効です。

※令和3年8月31日(火)以降は、令和4年1月31日(火)まで有効です。

※令和3年8月31日(火)以降は、令和4年1月31日(火)まで有効です。

※令和3年8月31日(火)以降は、令和4年1月31日(火)まで有効です。

※令和3年8月31日(火)以降は、令和4年1月31日(火)まで有効です。

※令和3年8月31日(火)以降は、令和4年1月31日(火)まで有効です。

※令和3年8月31日(火)以降は、令和4年1月31日(火)まで有効です。

※令和3年8月31日(火)以降は、令和4年1月31日(火)まで有効です。

※令和3年8月31日(火)以降は、令和4年1月31日(火)まで有効です。

※令和3年8月31日(火)以降は、令和4年1月31日(火)まで有効です。

※令和3年8月31日(火)以降は、令和4年1月31日(火)まで有効です。

※令和3年8月31日(火)以降は、令和4年1月31日(火)まで有効です。

※令和3年8月31日(火)以降は、令和4年1月31日(火)まで有効です。

※令和3年8月31日(火)以降は、令和4年1月31日(火)まで有効です。

※令和3年8月31日(火)以降は、令和4年1月31日(火)まで有効です。

※令和3年8月31日(火)以降は、令和4年1月31日(火)まで有効です。

※令和3年8月31日(火)以降は、令和4年1月31日(火)まで有効です。

※令和3年8月31日(火)以降は、令和4年1月31日(火)まで有効です。

※令和3年8月31日(火)以降は、令和4年1月31日(火)まで有効です。

※令和3年8月31日(火)以降は、令和4年1月31日(火)まで有効です。

※令和3年8月31日(火)以降は、令和4年1月31日(火)まで有効です。

※令和3年8月31日(火)以降は、令和4年1月31日(火)まで有効です。

※令和3年8月31日(火)以降は、令和4年1月31日(火)まで有効です。

※令和3年8月31日(火)以降は、令和4年1月31日(火)まで有効です。

※令和3年8月31日(火)以降は、令和4年1月31日(火)まで有効です。

※令和3年8月31日(火)以降は、令和4年1月31日(火)まで有効です。

※令和3年8月31日(火)以降は、令和4年1月31日(火)まで有効です。

※令和3年8月31日(火)以降は、令和4年1月31日(火)まで有効です。

※令和3年8月31日(火)以降は、令和4年1月31日(火)まで有効です。

※令和3年8月31日(火)以降は、令和4年1月31日(火)まで有効です。

※令和3年8月31日(火)以降は、令和4年1月31日(火)まで有効です。

※令和3年8月31日(火)以降は、令和4年1月31日(火)まで有効です。

※令和3年8月31日(火)以降は、令和4年1月31日(火)まで有効です。

※令和3年8月31日(火)以降は、令和4年1月31日(火)まで有効です。

※令和3年8月31日(火)以降は、令和4年1月31日(火)まで有効です。

※令和3年8月31日(火)以降は、令和4年1月31日(火)まで有効です。

※令和3年8月31日(火)以降は、令和4年1月31日(火)まで有効です。

※令和3年8月31日(火)以降は、令和4年1月31日(火)まで有効です。

※令和3年8月31日(火)以降は、令和4年1月31日(火)まで有効です。

※令和3年8月31日(火)以降は、令和4年1月31日(火)まで有効です。

※令和3年8月31日(火)以降は、令和4年1月31日(火)まで有効です。

※令和3年8月31日(火)以降は、令和4年1月31日(火)まで有効です。

※令和3年8月31日(火)以降は、令和4年1月31日(火)まで有効です。

※令和3年8月31日(火)以降は、令和4年1月31日(火)まで有効です。

※令和3年8月31日(火)以降は、令和4年1月31日(火)まで有効です。

※令和3年8月31日(火)以降は、令和4年1月31日(火)まで有効です。

※令和3年8月31日(火)以降は、令和4年1月31日(火)まで有効です。

※令和3年8月31日(火)以降は、令和4年1月31日(火)まで有効です。

※令和3年8月31日(火)以降は、令和4年1月31日(火)まで有効です。

※令和3年8月31日(火)以降は、令和4年1月31日(火)まで有効です。

※令和3年8月31日(火)以降は、令和4年1月31日(火)まで有効です。

※令和3年8月31日(火)以降は、令和4年1月31日(火)まで有効です。

※令和3年8月31日(火)以降は、令和4年1月31日(火)まで有効です。

法律の改正の仕方

最近、政府が提出する法案に多数の誤りがあったということが報道されました。そのいずれもが事務的なミスですが、皆さんは、法律を改正するための法律をご覧になったことがあるでしょうか。

日本の法律は、いわゆる「改め文」と呼ばれる方法で改正が行われています。「改め文」とは「第〇条第〇項中「A」を「B」に改め、「C」を削り、「D」の下に「E」を加える。」といったスタイルの文章のことで、例えば、昨年4月に民法の大改正が行われた際には、この民法を改正するため「民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)」という法律が施行されました。

この法律での改正はかなり大規模だったのですが、例えば、民法550条は「書面によらない贈与は、各当事者が撤回することができる。」から「書面によらない贈与は、各当事者が解除をすることができる。」に改正されました。この改正を行うため、民法の一部を改正する法律では「第五百五十条の見出し中「撤回」を「解除」に改め、同条中「撤回する」を「解除をする」に改める。」という条文が置かれたのです。

「改め文」は、改正部分が明確になるメリットがあると言われていますが、改正後の条文が一見しては分かりません。最近では、省令などは、旧条文と新条文とを並べる新旧対照表方式での改正を行うことも増えてきました。法律は私たちの生活に直結しますので誤りがあったはいけませんが、改正のための事務作業は膨大であることが推察されます。



ようてい法律事務所
弁護士 渡邊 恵介
☎ 21-6228

おたんじょう
おめでとう

ごめいふくをお祈りします

5月17日(月)までに住民環境課住民係へ届け出があったもので、承諾を受けた内容について掲載しています。

人の動き 令和3年4月末現在		
人口	14,956人(前月比 +130)	
男子	7,602人(前月比 +75)	
女子	7,354人(前月比 +55)	
世帯数	8,081世帯(前月比 +120)	
うち外国籍住民	766人(前月比 -17)	